

道路の老朽化対策

5年に1度の頻度で近接目視による点検等を行い、損傷程度に応じた修繕計画に基づき、効率的・効果的に修繕することにより、県民の生命と生活を支える最も基本的な社会資本である道路の機能を維持します。

■施設の現状

高知県が管理する道路延長は、約2,800kmあり、この道路を構成する主要な構造物である橋梁が約2,600橋、トンネルが約200本、道路附属物等（シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等）が約140基あります。

これらの主要な構造物は、高度経済成長期に建設されたものが多く、建設後50年以上経過する橋梁やトンネル等が、今後、急速に増加することが予想されています。

※施設数は、令和5年3月末現在



■効率的・効果的な修繕事業サイクル

高知県では、「橋梁長寿命化修繕計画」、「トンネル維持管理計画」、「シェッド等個別施設計画」、「横断歩道橋等個別施設計画」を策定し、定期的な見直しを行ないながら効率的かつ効果的な修繕を行っています。



■老朽化対策の課題への取り組み

道路施設の修繕や更新を確実に実施していくために、県内の全ての道路管理者が一堂に会する「高知県道路メンテナンス会議」や県主催の講習会を通じて、関係機関との情報共有や技術の習得・継承を行なっています。



高知県道路メンテナンス会議



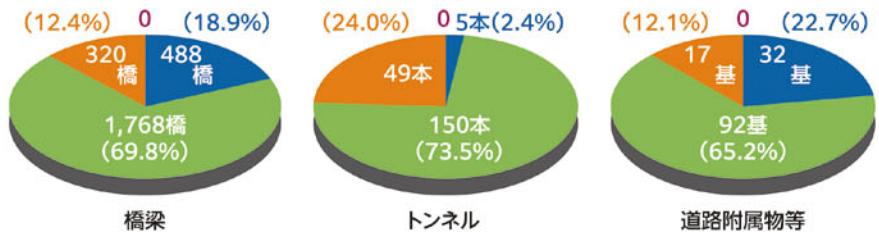
点検講習会

■施設の健全性の把握

高知県では、橋梁、トンネル、道路附属物等の近接目視による点検を5年に1度の頻度で実施し、各施設の健全性の診断結果をI～IVの4段階に区分しています。

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講すべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講すべき状態。

I II III IV



橋梁・トンネル・道路附属物等の一巡回(H26～H30)点検結果(判定区分の割合)

施設の修繕状況(1巡回点検)

※令和6年3月末現在

	施設数	着手済	対策完了	対策中
橋梁	320橋	320橋(100%)	297橋(93%)	23橋(7%)
トンネル	49本	49本(100%)	49本(100%)	—
道路附属物等	17基	17基(100%)	16基(94%)	1基(6%)